

川内原発「審査書」決定に抗議する

2014年9月10日

全国保険医団体連合会

公害環境対策部長 野本 哲夫

原子力規制委員会は9月10日、九州電力・川内原発1、2号機について再稼働の前提となる新規制基準に適合しているとする「審査書」を正式に決定した。第2次安倍改造内閣で、経済産業大臣に就任した小渕優子氏は再稼働を推進していく考えを示しており、世論に背を向けている。

審査書が決定されたとはいえ、原子力規制委員会の田中俊一委員長は川内原発について「安全」とは言及しておらず、規制委員会で「安全が確認された」とするのは早計である。そもそも、福島第一原発事故の全容は依然として解明されておらず、原発事故に対する根本的な安全策は確立されていない。

関西電力・大飯原発の安全性をめぐる裁判で、福井地裁は5月、福島第一原発事故により、原発の危険性及びそのもたらす被害の大きさが明らかになったと指摘。その上で、憲法上の権利である人格権を保障する立場から、運転再開を認めない判決を言い渡した。川内原発は火山災害との関連からも危険な原発であり、再稼働は人格権を保障する立場から、法的にも認められるものではない。

福島第一原発事故による避難生活中に自殺した女性の遺族が、東京電力に損害賠償を求めた訴訟で、福島地裁は8月、自殺と原発事故との因果関係を認め、東電に4,900万円の損害賠償を命じた判決が確定した。福島県では、原発事故により避難を余儀なくされた人が未だに10数万人にのぼり、自殺者を含む震災関連死が1,670人を超えている。こうした悲惨な事故を繰り返さないためにも、原発再稼働をやめ、再生可能な自然エネルギー中心の社会に転換すべきである。

第2次安倍政権後に実施された各種の世論調査でも、原発再稼働に「反対」が過半数を占め、「賛成」の倍以上に達するなど、国民世論は明確である。

政府は、原子力規制委員会の審査書案のパブリックコメントに寄せられた1万7000件の意見をふまえ、地域防災対策や避難計画の作成に自治体と一緒に取り組み、再稼働中止の判断をすべきである。